

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室
編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 中国子会社の組織再編と新企業所得税法(その3)

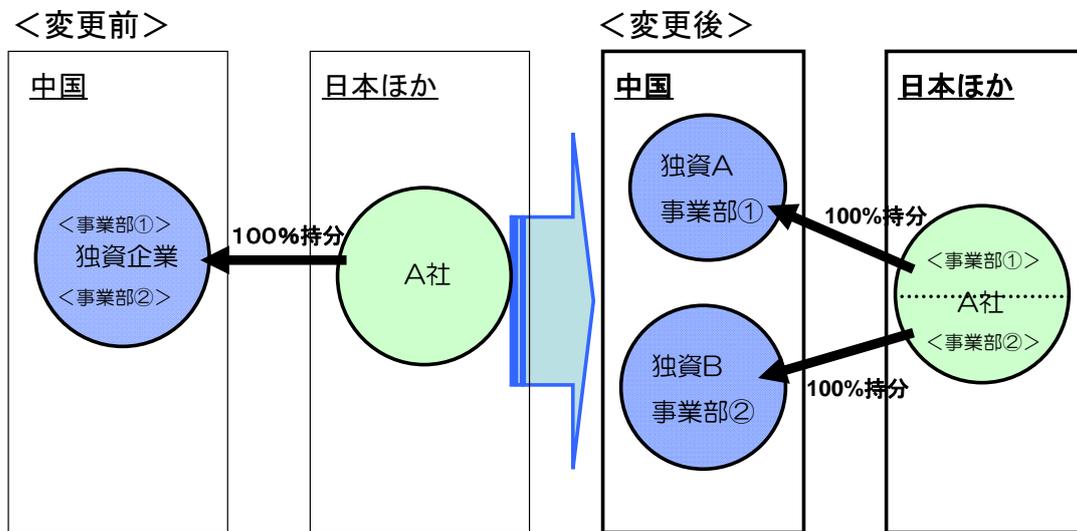
今回は会社の分割を公表されたハイテク企業の認定基準¹と合わせて解説します。ハイテク企業の認定を受けることで、企業所得税率が15%に軽減されますが、認定のための形式的基準を労働集約型企業が取得するためには組織の変更を含めた構造的な対策を考慮する必要があります。

会社分割の意義

現地法人を複数の事業部が共同運営している状況で、本社事業部がスピンアウトして独立法人化する、或いは第三者に分割譲渡する等の経営環境の変化に伴い、子会社も組織変更が必要となります(図①)。

① 役割分担: 事業部別の分割

— 一つの現地法人を事業部別に製造会社2つに分割



分割に関する手続面での原則規定としては、対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局制定の「外商投資企業の合併と分割に関する規定」(1999年9月公布、2001年11月改正、施行。以下、規定)があり、以下ポイントを説明します。

分割は1つの会社を法律に基づき複数の会社に分けることで、新設分割(解散分割)と存続分割(派生分割)とがあります。中国の分割の特徴は以下の3点です。

¹ 詳細は BTMU CHINA WEEKLY 特集号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/408050101.pdf> をご参照ください。

- ①分割後の各社の登録資本金の合計は分割前の会社の登録資本金と同額である
- ②新設分割(解散分割)では分割前の会社は解散し存在しない
- ③存続分割(派生分割)では分割前の会社が存在する

なお、分割前の会社の債権債務は分割後の会社が引き継ぎます。出資者の地位についても分割前の会社の出資者は分割後の会社の全部または一部の出資者となります。

分割では下記の一連の手続が必要となり、1年近い期間が必要であると想定しておくべきです。特に製造業においては生産・販売に影響する輸出入通関手続を止めないよう、税関登記の変更時に注意することが必要です。

- ① 董事会等の最高意思決定機関の分割に関する決議
- ② 分割前の会社の董事会等の最高意思決定機関による、分割後の会社の各投資者の出資比率の決定
- ③ 分割協議書の作成
- ④ 審査認可機関への分割申請書類の提出
- ⑤ 審査認可機関の仮認可証の入手(申請書類提出後 45 日以内)
- ⑥ 債権者に対する債務継承の通知書の発送及び全国紙での 3 回の公告
債権者は通知書の受領から 30 日以内、受領していない債権者は第 1 回公告から 90 日以内において債務継承の修正または債務弁済もしくは担保請求の権利を有します。
- ⑦ 第 1 回公告日より 90 日を経過且つ債権者より異議申立てがない場合に審査認可機関に下記の文書を提出
 - ・ 新聞で分割の公告を 3 回掲載した証明
 - ・ 債権者に通知した証明
 - ・ 債権債務の処理状況の説明
 - ・ 審査認可機関が提出を求めるその他の文書
- ⑧ 審査認可機関からの分割の正式認可証の取得(⑦の文書提出後 30 日以内)
- ⑨ 分割による解散、存続/新規設立会社について、相応の審査認可機関で関連する外商投資企業認可証書を返納、変更または受領(分割認可後 30 日以内)
- ⑩ 工商登記機関で法人の抹消、変更または設立を登記
- ⑪ 存続、新設会社より、分割で解散する会社の債権債務者に対する債権債務者変更の通知の発送及び全国紙での公告(営業許可証受領後 30 日以内)
- ⑫ 税務、税関、土地管理、外貨管理等の関連機関での登記変更手続

分割の許認可、手続面における留意事項は下記のとおりです。

- ① 分割後の会社の経営範囲は「外商投資産業指導目録」等の外商投資の関連規定に準拠していること
- ② 分割後の会社は審査認可機関、税務、税関等の機関の認可を得た後、元の会社の享受していた各種の外商投資企業優遇を継続して享受できる
- ③ 分割後の会社の外国投資者の出資比率が 25%を下回る場合は、外商投資企業への優遇が取り消される
- ④ 分割によって元の会社を解散または別の場所で新設する場合、解散または設立する会社所在地の審査認可機関に意見を求めること
- ⑤ 分割する会社の投資者の出資未履行、合作条件の未履行がある場合、および生産経営開始前の会社は分割できない

会社分割の課税関係

分割後の各社の登録資本金の合計は分割前の会社の登録資本金と同額であり、分割前の会社の債権債務は分割後の会社が引き継ぎ、分割前の会社の出資者は分割後の会社の全部または一部の出資者となるという会社分割は、それ自体が新たな経済的価値を生み出す取引ではなく、企業所得税法上の課税関係は生じませんが、下記の点に注意が必要です。

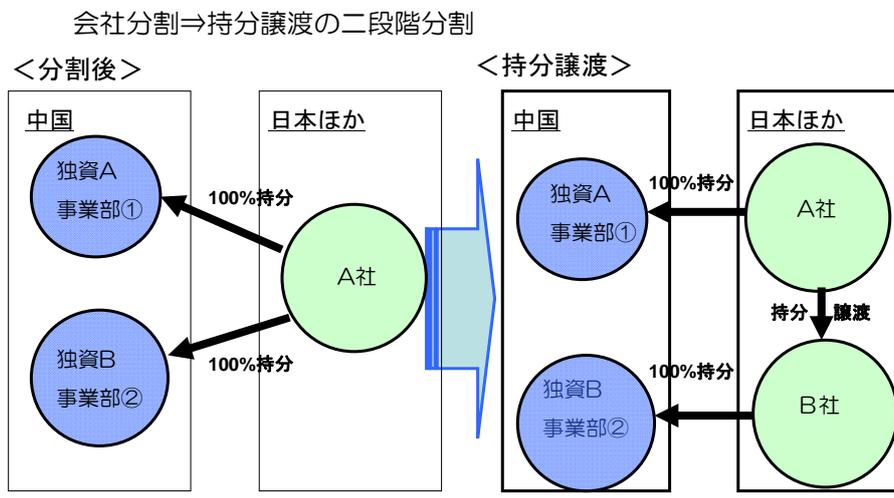
- ① 各資産負債の引継価額
原則として帳簿価額で引継ぎ(簿価分割)ますが、評価価額で引継ぐ(時価分割)こともできます(主として資産項目)。
- ② 優遇税制の取扱い
分割前に外商投資企業として享受していた企業所得税法上の優遇税制は、分割後も経営内容・期間の変更がなく、優遇期間が満了していなければ引継ぎが可能です。また、分割後の会社の業務内容に変更があり、企業所得税法で規定する優遇税制に合致しない場合には、優遇税制を継続享受することはできません。
- ③ 税務上の繰越欠損金
分割協議の約定により分割後の各企業が引継ぐ税務上の欠損金は、5年間繰越することができます。

流通税(営業税/増値税)は、合併と同じく課税関係は生じず、土地建物の名義変更について生じる資産税(契税/土地増値税)も免除が原則となりますが、所轄税務当局への事前の事情説明は必要となり、不動産登記時には免税証明書類の提出を要求されます。

他社への事業売却

本社事業を他社へ売却する過程において、中国子会社持分を他社にプレミアム、或いはディスカウントを考慮して譲渡する場合には、簿価分割後に評価価額で持分を譲渡する二段階分割が実務的です(図②)。これにより、時価分割に伴い生じる分割段階での中国、日本での課税関係を回避し、持分譲渡段階における譲渡益課税(プレミアムの場合)に一本化することができます。持分譲渡の課税関係は、回をあらためて解説します。

② 二段階分割:分割⇒他社への持分譲渡



この他に、会社を新設して新設会社に営業を譲渡する切離しも想定できますが、前回の合併に同じといえますので、今回は省略します。

日本の税制適格分割

日本の法人税法上の会社分割は、分割型分割と分社型分割の2類型があります。税制適格分割は、①分割により交付される財産が分割継承法人の株式のみであり、②分割法人及び分割継承法人の持分関係が100%である企業グループ内の分割、は税制適格分割に該当し、課税関係が生じません。また、持分関係が50%超100%未満であっても、①分割継承法人の株式が分割法人の株式持分割合に応じて交付される「按分型分割」(二社以上の共同出資による中国子会社を分割する場合、分割後のそれぞれの中国子会社の持分割合が分割前と同じであること)であり、事業継続等の要件を満たす(①分割法人の主要資産、負債が分割継承法人に引継がれる、②分割事業に係る従業員の概ね80%以上が分割継承法人の業務に従事する、③分割事業が分割後も引き続き営まれる)ことにより、税制適格分割に該当するものと認められます。

ハイテク企業優遇の新規定

企業所得税法及び同実施条例では

「国家に技術特許権の登記をしていると同時に以下の条件に合致する企業」であり

- (一) 製品(サービス)が『国家の重点支援するハイテク領域』の範囲に帰属
- (二) 研究開発に用いる費用の売上高に占める比率が、規定の比率以上
- (三) ハイテク製品(サービス)売上の企業総売上に占める比率が、規定の比率以上
- (四) 研究開発部員の企業従業員総数に占める比率が、規定の比率以上
- (五) ハイテク企業の認定管理方法が規定するその他の条件を充足する企業には、15%の税率が適用される、ハイテク企業優遇が規定されています。

科学技術部、財政部、国家税務総局より4月14日付で公布された「高新技術企業認定管理弁法(国科発火<2008>172号)の概要は下記のとおりです。

国家の重点支援するハイテク領域に該当する設立登記一年以上の内国企業で、研究開発活動を持続的に行っており、「核心技術・自主知財」を有している場合には、ハイテク認定を受ける資格を有しています。認可は各省、直轄市の科学技術部門が中心となり、財政局、税務局との共同組織として形成されるハイテク企業認定管理機構が行います。

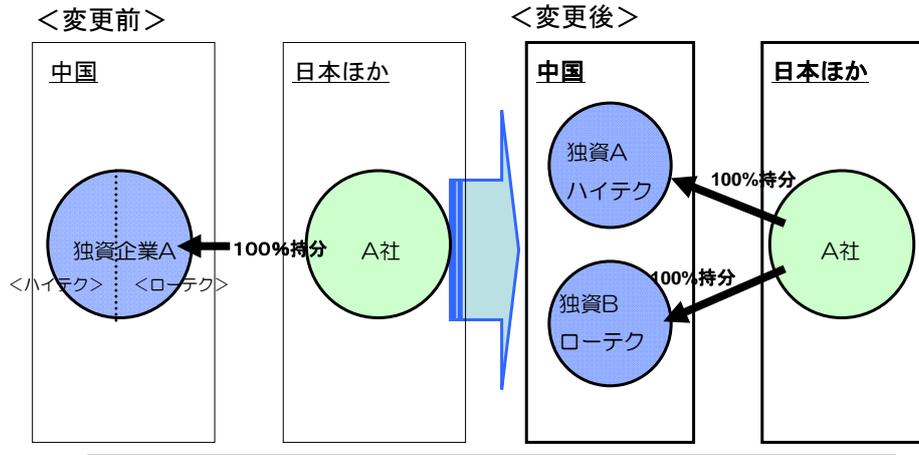
「核心技術・自主知財」は、直近3年間に自主開発、譲渡、寄贈、合併等の方法で技術を取得し、或いは5年以上の期間に亘り独占的に技術の使用権を享受している場合には、当該企業の核心技術は自主知財に該当するとされます。本社の開発技術を譲り受ける場合のみならず、排他的技術使用権を享受している場合も条件を満たすわけですが、排他的技術使用権が、中国に限定して技術の独占使用権を与える場合に条件を充足するのか、全世界的なものでなければいけないのか、という詳細な定義までは規定されていません。

形式基準としては、①大学専科以上の理系学歴を有する従業員が全職員の30%以上であり、研究開発部門の全職員に占める割合が10%以上であること、②研究開発費用の対年間売上高比率が3%(売上2億元以上)から6%(売上5千萬元以下)以上であること、③国内で発生した研究開発費用が全研究開発費用の60%以上であること、④ハイテク製品の対売上比率が60%以上であること、と極めて厳しい条件となっています。

特に人員割合の制約から、労働集約型の生産企業がハイテク認定を受けることに困難が予想されますが、従来の法人を二社に分割する組織再編を経て、そのうちの一家がハイテク認定を受ける可能性は残されています(図③)。

③ ハイテク認定取得:ローテクとハイテクの分離

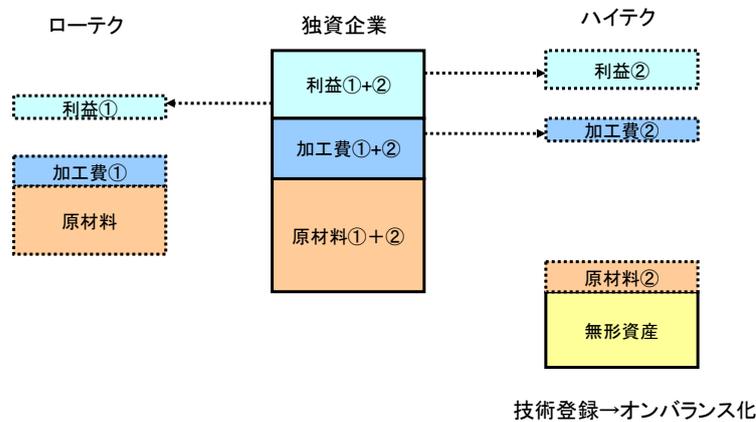
- 一つの現地法人をハイテクとローテクに分割し、ハイテク認定取得



この場合は、分割後の両社間の取引が想定され、両社の適用税率が異なり、国内移転価格問題が生じますので、仕切価格の設定に注意を払わなければなりません。

ハイテク認定企業との取引における移転価格

④ ハイテク⇔ローテク間取引の移転価格問題



ここでは、まずローテク企業で主要原材料に加工を加えて中間製品を生産し、これをハイテク企業に売却して加工を加えて最終製品を生産するプロセスを想定しています。ハイテク企業は従来から使用しており、ロイヤリティを支払っていた技術を、相応の対価を本社に払って譲受け、無形資産に計上しています。ハイテク企業が技術等無形資産を有することから、両社の取引を通じた利益バランスがハイテク企業に比重が重くなることは、合理性を有するものではありませんが、相応の利益配分を達成する仕切価格の決定には事業部間の調整とルールの設定が必須です。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆震災による直接経済損失 670 億元 被害企業は 14,000 社超 マクロ経済への影響は限定的:

工業・情報化部の副部長は 19 日の記者会見で、四川大地震の被害状況について、省内 14,207 社の工業企業が被害を受け、直接的な経済損失は 670 億元に上ると発表した。今回の震災では人的被害に加え、通信設備や工業生産の被害も深刻なものとなった。但し、震災による経済への影響については、四川省の中国全体 GDP に占める割合は約 4%、また、被災地の多くは都市部から離れた地域にあるため、マクロ経済への影響は限定的と見られている。一方、四川省は食糧と豚肉生産量の全国に占める割合が各 9.2%、10.8%と高く、主要な農産地となっていることから、さらなる物価上昇が懸念されている。

◆四川省 市場価格に対する監督管理を強化:

四川省人民政府は 20 日付で、「市場価格の監督管理の更なる強化と物価の安定維持に関する緊急通知」を発表。地震被災地の物価安定維持の為に、各関連部門に食料品の供給確保と価格変動状況の監視を求めた上で、本年 1 月以降実施されている臨時価格介入措置の対象商品について、食品を中心とする生活必需品から、救済物資である医薬品、医療機器、生活用品、建築用材料、燃料等にまで拡大し、また、販売業者の不当な価格吊り上げ等の取締りも強化している。

【貿易・投資】

◆「中国輸出禁止・制限技術目録」改訂版 意見聴取開始:

商務部は 20 日、「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の改訂版草案を公表。30 日まで一般から意見を聴取する。同日録は 2002 年施行の「輸出禁止輸出制限技術管理弁法」に付属するもので、今回の改訂は新技術を追加する等、目録の一部の見直しを行ったほか、管理方法改善のため国際的な産業分類基準に基づく分類に変更している。

◆2007 年の都市部平均賃金 実質 13.6%増加:

人的資源・社会保障部と国家統計局は 20 日、共同で「2007 年労働・社会保障事業発展統計公報」を発表した。2007 年の都市部労働者の平均賃金は年 24,932 元で、物価を除いた実質ベースで 13.6%増となった。また、2007 年は、29 の自治区・直轄市が最低賃金基準を調整しており、賃金を引き上げる動きが目立っている。

【金融・為替】

◆成都など 6 都市 地震により預金準備率の引上げを見合わせ:

人民銀行(中央銀行)成都支店は 15 日、四川省大地震による被災地区の農村信用社等に対する 15 億元の追加融資の実施を発表。同時に、20 日より 0.5%の引上げが発表された人民元預金準備率についても、成都、綿陽、徳陽など甚大な被害を受けた 6 市・州の地方金融機関で引き上げを見合わせるとした。いずれも災害による資金需要に対処するもので、預金準備率について一部地域に特別措置が出されるのは初めてという。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比		
2008.05.19	6.9754	6.9748~6.9790	6.9753	-0.0137	6.7230	0.0373	0.8942	-0.0018	10.8894	0.0541	4.0300	3782.37	-20.48
2008.05.20	6.9789	6.9705~6.9839	6.9735	-0.0018	6.7154	-0.0076	0.8946	0.0004	10.8716	-0.0178	3.9500	3612.64	-169.73
2008.05.21	6.9614	6.9566~6.9625	6.9597	-0.0138	6.7281	0.0127	0.8919	-0.0027	10.9533	0.0817	3.7300	3718.98	106.34
2008.05.22	6.9445	6.9430~6.9560	6.9430	-0.0167	6.7230	-0.0051	0.8902	-0.0017	10.9490	-0.0043	3.8000	3657.49	-61.49
2008.05.23	6.9465	6.9405~6.9476	6.9417	-0.0013	6.6698	-0.0532	0.8894	-0.0008	10.9184	-0.0306	3.7000	3644.39	-13.10

RMB レビュー&アウトルック

4 月以来、6.9800~7.0000 近辺での小幅な値動きとなっていた人民元は、再び上昇ペースが速まり、連日の高値更新となった。週初より 6.9800 を越え為替制度変更後の高値となる 6.9754 でオープンし、23 日には制度変更後の高値 6.9405 を記録し、高値圏で越週となった。いまだ被害の拡大が続く四川省震災の影響も懸念される中、当局者からは国内物価上昇懸念が改めて表明されている。週末には、当局内で一部の農産物に対する輸入関税率の引き下げが検討されているとの報道もあり、引き続き当局が一段の人民元高を容認する可能性は高まっていると思われる。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。